

先進医療実施医療機関(三重大学医学部附属病院)からの報告について

1. 経緯の概要

- 平成 20 年の先進医療告示第2項各号に掲げられた先進医療のうち、平成 24 年 11 月 30 日の先進医療会議において先進医療Bへ振り分けることとされた技術については、暫定的に先進医療A(以下、「暫定A」という。)として実施しているところ。
- 暫定Aの取扱いについては、平成 29 年1月 12 日に開催した本会議において審議され、以下のように決定した。
 - ① 平成 29 年3月 31 日までに先進医療Bへの移行できなかった技術については、平成 29 年4月1日をもって先進医療告示から取り消すこととされていたが、現在、同技術を継続して実施している患者が存在している期間は告示からの取り消しを猶予してはどうか。
 - ② 新規患者の組み入れについては認めないままとし、猶予期間後の先進医療Bへの移行については各医療機関の判断に任せてはどうか。
 - ③ 実施している患者がいなくなった場合には、医療機関より事務局に連絡することとし、当該医療機関についてはホームページ上から削除し、全ての医療機関が削除された時点でその技術を先進医療告示から取り消すこととしてはどうか。
- 先進医療A告示番号7番「末梢血単核球移植による血管再生治療」については暫定Aの技術であり、現在は三重大学医学部附属病院(以下、同病院という。)において、1名の患者が組み入れられている。
- 令和5年 12 月7日の第 127 回先進医療会議において、事務局より暫定A技術の組み入れ患者数について、会議に報告したところ、当該1名の患者の治療状況について同病院に照会するように指摘があった。
- この度、同病院より、先進医療会議からの指摘を踏まえ、当該1名の治療状況についての報告があった。

2. 報告の内容

- 別紙4の通り。

3. 今後の対応について

- 上記を確認した上で、今後の対応についてどのように考えるか。